



PFASに関する取組状況について



PFAS対策の基本的方向性

- PFAS対策については、国内外の**健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集**を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る。
- 具体的には、関係省庁とも密に連携しつつ、「**環境中への新たな排出抑制**」「**更なる汚染拡大の防止**」「**健康影響の未然防止**」「**リスクコミュニケーション**」の4つの柱で取組を推進

①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象となったものについて、化審法において、製造・輸入を原則禁止済み (PFOS, PFOA, PFHxS)
- 今後も、廃絶対象となった物質について、迅速に対応
- PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査、適正管理・代替製品への切り替えの促進

②更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- 環境モニタリングを強化し、暫定目標値を超過した場合に、対応の手引きに基づき、飲用摂取防止や追加調査等を実施
- 環境中濃度の低減のための対策技術に関する調査の推進
- 食品や農作物の含有実態調査、濃度低減技術の開発状況等を踏まえ、水環境中の暫定目標値の取り扱い等について検討

③健康影響の未然防止 「摂取しない」

- 人への曝露は、主に経口摂取であることが指摘されており、飲料水・食品への対応が重要。
- 水道水質の目標値について、今春を目途に方向性の取りまとめ
- PFAS血中濃度と健康影響等との関連について、エコチル調査等を活用した研究を推進

④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- 河川や地下水などの水環境において、高濃度のPFASが検出されている事例が確認されていることから、住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信が必要。
- 国民向けのQ&A集を作成、周知
- 自治体職員が活用できるよう、行政官向けハンドブックの作成

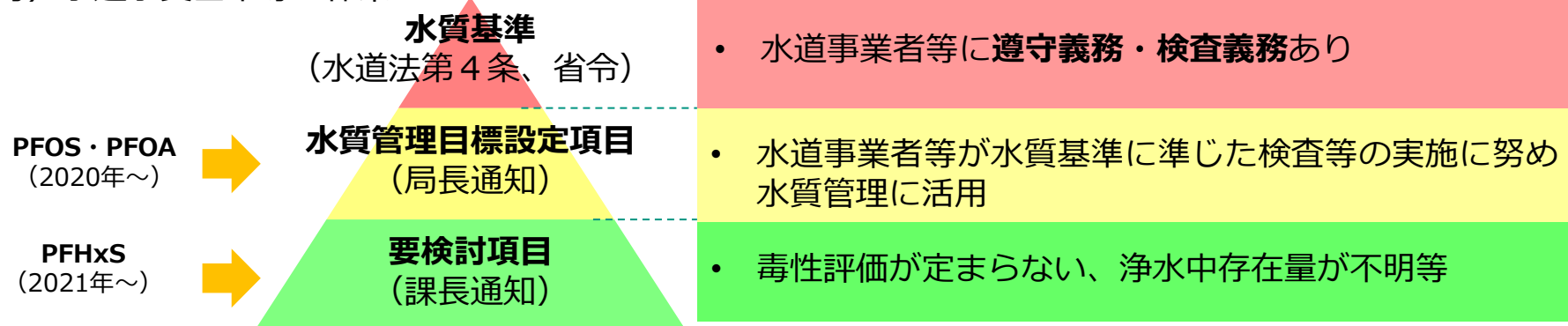
水道水におけるPFOS及びPFOAに関する検討

PFOS及びPFOAは、水道においては令和2年に水質管理目標設定項目に位置づけられており、暫定目標値として50ng/L（PFOS及びPFOAの合算値）が設定。



- 内閣府食品安全委員会の評価結果（令和6年6月）等を踏まえ、令和6年7月に、水道水におけるPFOS及びPFOAの目標値等の見直しについて、専門家による議論を開始。
- 「水道水におけるPFOS及びPFOAの検出状況に関する全国調査」の結果等を踏まえて検討を進め、12月24日に専門家による検討会において方針案を議論し、おおむね了承を得た。
＜方針案の主な内容＞
 - ・ 水質基準への引き上げ、基準値はPFOS及びPFOA合算で50ng/L
 - ・ 水道事業者等の基準順守に向けた対応等を考慮し、令和8年4月1日に施行
- 今春を目途に、水道水質基準への引き上げ等に関する方向性を取りまとめる 予定。

（参考）水道水質基準等の体系



(参考) 水道水におけるPFOS及びPFOAの全国調査

- 水道施設におけるPFOS及びPFOAの検出状況等を把握するため、**水道事業者（簡易水道事業※¹含む）、水道用水供給事業者、専用水道※²の設置者**を対象に、国土交通省と共同で令和6年5月29日に「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」を発出（集計期間：令和2～6年度、回答期限：9月末）

※1 簡易水道事業：給水人口5,000人以下の水道事業

※2 専用水道：**寄宿舎、社宅等の自家用水道等**で100人を超える居住者に給水するもの
又は1日最大給水量が20m³を超えるもの

- 全国調査のうち、**水道事業及び水道用水供給事業の結果を11月29日に公表。専用水道の結果は、12月24日に公表。**

<調査結果の概要>

○水道事業及び水道用水供給事業について

- ・ 検査を行ったことがある事業数：2,227（総数3,755）
- ・ 暫定目標値を超過した事業は、令和2年度は11事業あったが、年々減少し、**令和6年度（9月30日時点）は0事業。**

（令和5年度までのいずれかで暫定目標値を超過した全14事業は、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っている）

○専用水道について

- ・ 検査を行ったことがある設置者数：1,929（総数8,177）
- ・ うち、**暫定目標値（PFOS・PFOAの合算値で50ng/L）を超過した専用水道数は、42。国設専用水道の超過事例についてあわせて公表。**
- ・ 超過した専用水道の多くでは、水道水への切替え等の対応措置済み又は飲用しないような対応がとられている。

※一部の専用水道では、設置者に対して引き続き指導中



【令和6年度補正予算額 886百万円】

PFAS対策技術実証事業の実施を通じ、技術開発を促進します。

1. 事業目的

- ①PFAS対策技術の実証事業を通じ、ばく露低減のための効果的な対策技術に関する知見を充実させ、ガイドラインを作成する。
- ②科学的知見に基づく情報発信やばく露評価を実施するために必要な調査を通じ、更なる安全・安心の確保を図る。

2. 事業内容

近年、PFOS・PFOAの目標値等を超過した地域において、高濃度の汚染土壌・排水・地下水等が確認され、また、国内外で様々な濃度低減の対策技術が提案され始めている。

このため、PFAS対策技術の実証事業を実施し、濃度低減に資する効果的な対策技術の知見を集積する。これらの知見をもとに実用可能性の高いガイドラインを作成する。

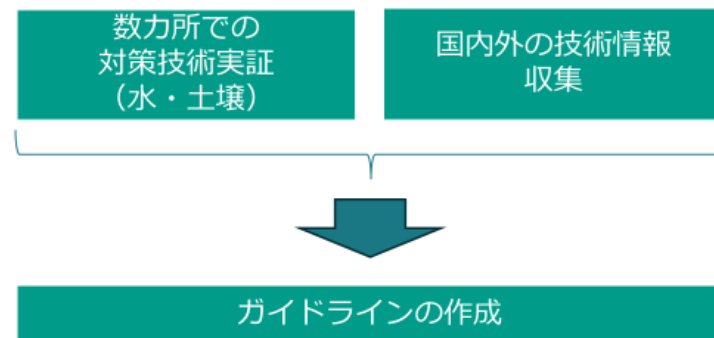
また、科学的知見に基づく情報発信（リスクコミュニケーション）や、ばく露評価を実施するために必要な調査等（PFASの一斉分析法の開発や測定など）を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

①PFAS対策技術の実証等



②情報発信（リスクコミュニケーション）、ばく露評価



PFASによる健康影響を防止するため、PFASの科学的知見を充実させ、確かな科学的根拠に基づく対策を推進します。

1. 事業目的

PFASに対する総合戦略検討専門家会議における「PFASに関する今後の対応の方向性」のとりまとめを受け、約1万物質あるPFASによる環境からの健康影響を未然に防止するため、PFASの有害性に関する科学的知見の集積等を行い、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、科学的根拠に基づく対策を推進する。

2. 事業内容

① PFASの有害性評価：

有害性に関する既存の知見の収集整理を進めるとともに、知見が不足している物質について、神経発達、生殖、免疫系に対する影響、発がん性等に関する試験を実施し、それらの知見から有害性を評価する。

② PFAS対策の推進：

①を踏まえ、対策が必要なPFASを絞り込み、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、科学的根拠に基づく対策を推進する。

4. 事業イメージ

約1万物質のPFAS
科学的知見の充実（国内研究の推進）

有害性評価
（有害性試験の実施等）

リスク評価
（複合影響評価も検討）

対策が必要なPFASを絞り込み

確かな科学的根拠に基づく
PFASの対策の推進

健康影響の未然防止

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託（①）・請負（①,②）
- 委託・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和8年度（第I期）

総PFAS対策等検討事業



【令和7年度予算（案）「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」のうち 50百万円（25百万円）】環境省

諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理のあり方等を検討します。

1. 事業目的

- ① 欧米における規制方針の考え方や、ストックホルム条約において残留性有機汚染物質の候補物質となっている物質群に係る条約の担保措置を実施するために必要な情報について、情報収集を強化する。
- ② PFASの中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、これらの在庫量に関するより正確な把握等を通じて、環境への汚染を防止する。

2. 事業内容

令和5年7月に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」にて取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、我が国においても優先順位をつけつつ、PFASに喫緊に対応する必要がある。

【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州REACHや米国の規制案の規制方針の考え方、運用実態等を調査する
- ・ PFASのうち長鎖PFCAなど、ストックホルム条約において残留性有機汚染物質の候補物質となっている物質群について、条約の担保措置を実施するために必要な情報を収集する。

【PFASの適正管理のあり方検討】

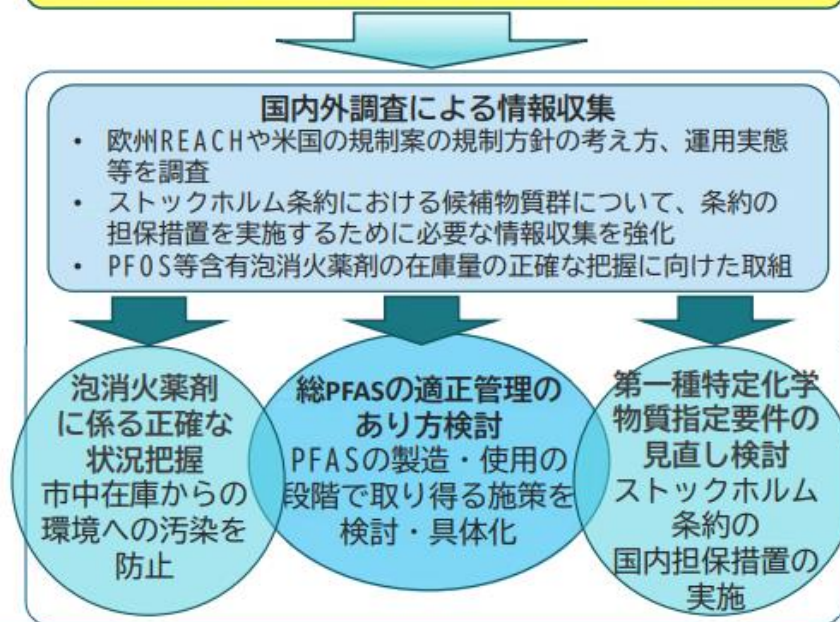
- ・ PFASの中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、これらの在庫量をより正確に把握するための検討・調査等を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■委託・請負先	民間事業者・団体/研究機関等
■実施期間	令和6年度～

4. 事業イメージ

- ・ PFASに対する総合戦略検討専門家会議が取りまとめた「今後の対応の方向性」を踏まえた対応が必要



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253